

北のくらし

一般社団法人 北海道消費者協会

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 TEL(011)221-4217

<http://www.syouhisya.or.jp/>

10月は食品ロス削減月間	2
3氏に全消協功労者表彰	2
LPガス適正化で説明会	2
リーダー養成講座修了	3
エシカル消費でつくる日常	3
地域消費者協会 元気だより	4
11月に消費者運動代表者会議	5
10月19日に消費者110番	5
汚れの付着時間の違いによる洗浄性	6～7
消費生活相談（通販で注文した商品が欠品！？〇〇ペイで返金すると言われたが…／購入した犬が10日後に病気で死亡）	8



全国消費者協会連合会から表彰された右が本間公三さん（網走）、遠藤総一さん（足寄）＝7月12日、北海道立消費生活センター



協会ホームページ



協会フェイスブック

会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ

わけ合えばあまる

8月初め、首都圏の親類から「コメが店頭から消えた」「見かけたら買っておいの方がいい」と知らせがありました。品薄のニュースは波及し、道内にも動揺が広がりました。

わが家では「コメがなければ、パンもうどんもパスタもあるじゃない」とのんびりしたものでしたが、8月下旬には、行きつけのスーパーからもコメが消えました。「じきに新米が出るから、買いだめしたってすぐ古米になるのになあ」と思ったものです。

書家で詩人の相田みつをさん（1924-91年）の言葉にある「うばい合えば足らぬ わけ合えばあまる」が思い出されました。

今月号が届くころ、「令和の米騒動」は笑い話になってほしいものです。しかし、笑えないのは価格の上昇です。ホクレンが生産者に支払う主食用米の概算金（仮払金）は2024年産米で約3割引き上げになります。肥料や資材、人件費が高騰し、農家の負担が増えていることは分かります。安全・安心な食料を持続的に生産するには、農家経営が成り立つ価格への転嫁が必要であることは理解できるのです。

しかし、報道では「コメの品薄感」「新米の需要増」も背景にあるようです。主食であるコメを市場原理に委ねるのは危険です。市場原理とは、需給の均衡であり、価格が高くなれば需要は減退します。つまり、コメの購入を減らし、まさにパンや、うどん、パスタに流れかねないのです。それではコメ農家に得策ではありません。

国内自給率の高いコメを守ることは、食の安全保障にもつながります。コメを市場原理に委ねることなく、消費者の家計を守る知恵はあるはずです。それが政治だと思うのです。



買い物かご

協会名

10月は食品ロス削減月間

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。日本の食品ロス量は2022年度で年間472万トンあり、前年比51万トン減となりました。このうち家庭系は約半分の236万トンで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮のむきすぎ（過剰除去）などが発生原因です。国民1人当たりで計算すると、毎日おにぎり1個分（103g）の食料を捨てていることになります。事業者、家庭双方の取り組みが必要です。

■必要なだけ購入し食べ切る

家庭でできることでは「必要な量だけ購入し「食べきる」こと。買い物に行く前に家の食材をチェックし、使い切れる分だけ計画的に買うようにしましょう。

収納のポイントは「見える化」です。冷蔵庫は、中身が見える透明容器やカゴなどを活用して整理整頓を。ストック食材をしまうときは、期限の長い食品を奥に入れ、期限の近い食品は手前に置きましょう。

野菜は食べられる部分が多い食材です。例えば、ほうれん草は根元の赤い部分もきれいに洗えば食べられます。葉や皮、切れ端はすぐ捨てるのではなく、何かに利用できないか考え、無駄なく使い切りましょう。

■食材に合わせた方法で保存

保存のポイントは、食材に合わせた方法を選択することです。生鮮食品は早く食べ切るのが理想ですが、一度で使い切れない場合は、新鮮なうちに適切な下処理をして保存すれば、長持ちさせることができます。冷凍保存しておけば、凍ったまま調理に使うことができます。使いやすい大きさに切って、小分け



食品ロス削減月間のポスター

して保存しましょう。

全消協功労者表彰

本間、小林、遠藤の3氏

全国消費者協会連合会（村千鶴子会長）の本年度功労者表彰に、網走協会の本間公三会長、浦河協会の小林美代子顧問、足寄協会の遠藤総一会長が選ばれました。

7月16日の代表者会議で道協会の長島博子会長から表彰状が伝達されました（小林顧問は欠席）＝写真は1面に＝。

3氏は長年にわたり各協会のリーダーとして活動をけん引し、消費者利益の擁護、増進に努め、消費者教育に尽力されました。

L Pガス適正化で経産省説明

過大な営業を制限 設備費の計上禁止

当協会が参加する「L Pガス問題を考える会」が繰り返し是正を求めてきたL Pガス取引適正化が、4月の液化石油ガス法の省令改正により動き出し、8月29日にウェブ開催された北海道地方L Pガス懇談会で経済産業省から説明がありました。

資源エネルギー庁とエルピーガス振興センターが主催し、消費者団体は当協会と釧路協会など計4団体が参加しました。

是正の背景には、集合住宅の一括契約がほしいガス事業者が、建て主側にガス機器のほか、ドアフォンや温水便座などガスに関係ない設備費まで負担し、消費者が知らないうちにガス料金として請求されてきたことがあります。省令改正により、①過大な営業行為の制限②設備費の計上禁止③料金等の情報提供一が義務化されます。①と③は今年7月から施行され、②は来年4月からの新規契約から適用されます。

懇談会では、当協会などは、既存契約への早期拡大、実効性の確保を強く求めました。L Pガスは、道内では約140万世帯が利用していますが、全国平均に比べ2割以上高く、道内でも地域間の料金格差が1.5倍あり、この是正も課題です。

20日間で57講座学ぶ

リーダー養成講座 6 人修了

当協会主催で今年、第61回を迎えた消費生活リーダー養成講座が8月30日に修了しました。7月22日に開講し、計20日間で対面形式49講座、オンライン形式8講座を実施しました。同講座は、地域の消費者運動の担い手を育成するため毎年開催し、今期の6人を加え、これまでの修了生は1,596人となりました。



閉講式＝写真④＝で修了証書を受け取った田中佳恵さん（札幌）は「弁護士などのさまざまな先生から学び、学生に戻ったような感じで、新鮮な気持ちで取り組みました」とあいさつしました。

前半は、消費生活相談員の資格取得に役立つ内容が中心でした。後半は、簡易実験やグループなど実践形式が多く、SDGs や環境問題など幅広い知識を学びました。NPO 法人日本ファシリテーション協会の山口博美講師の「人の力を引き出すファシリテーション～会議を円滑に！協働で問題を解決！」＝写真⑤＝



では、活発な意見が飛び交いました。

このほか、だまされない消費者になるための心理学や事例を学ぶケーススタディの講座、金融広報アドバイザーによる年金の計算方法の演習など、実務的な内容の講座が多く、「大変勉強になった」などの感想が受講生から寄せられました。

エシカル消費でつくる日常

オンラインで講座開催

リーダー養成講座の中で、日本エシカル推進協議会理事の島田広弁護士（福井市）による講座「エシカル消費でつくる新たな日常」も8月22日、オンライン形式で開催されました＝写真＝。



2020年の消費者庁報告書によると、エシカル消費に興味がある人は約6割と増えています。一方で、実際に行動する人は約3割で、若年層より中高年層が地産地消などを中心にエシカル消費を実践する姿が見られるそうです。

島田さんは、消費者市民に求められる資質として、買い方、使い方、捨て方のすべてが力になると訴え、「自分が手にする商品の背景を見る力がベースにないと難しい」と指摘しました。

そのうえで、エシカルな行動力をどのように培っていくのかについて、「役割意識を持つこと、成功体験を積み重ねてやれる自信をつける、自分ひとりではなく皆で取り組んでいくこと」と3つのポイントを挙げ、アドバイスしました。

地域消費者協会 元気だより

ブティックもったいない 赤平

赤平協会は「ブティックもったいない」を運営しています。捨てられる衣類を、必要とする人に再利用してもらう狙いです。

赤平市役所地階の「ブティック」＝写真＝をのぞいてみましょう。水色の爽やかなワンピースがマネキンに飾られ、値段は200円。



新品のタグがついている洋服もあり、帽子やエコバッグなどを含めほとんどが100円から200円で売られています。利益は全額、社会福祉協議会に寄付し、昨年度は約5万円になりました。村井会長は「要らなくなったから捨てるのではなく、他の人に使ってもらい、極力、ごみにしないのがこれからの消費者」と強調します。

全道フリーマーケット開催 岩内

岩内協会は8月4日の「いわない怒涛まつり」会場で全道フリーマーケットを開催しました＝写真＝。約300人が来場し、手作りのアクセサリ、バッグ、洋服、ミニカーなどが売れました。フリーマーケットは年に3回、働く婦人の家で開催予定です。



『食と農』学ぶバスツアー 苫小牧

苫小牧協会は6月22日に旧島松駅通所、北広島クボタ・アグリ・フロント、ホクレンくるるの杜、恵庭余湖農園の見学会を開き52人が参加しました＝写真＝。旧島松駅通所は、



明治初期に米作りに挑み、寒冷地での安定した栽培に成功した中山久蔵ゆかりの施設です。参加者からは「余湖農園で飲んだトマトジュースがとてもおいしかった」「まだまだ見足りないくらいだった」という声がありました。

地産地消の料理講習会 北見



北見協会は7月5日、北見市民会館実習室で地産地消食材を使い、マカロニグラタンの料理講習会を行いました＝写真＝。講師は、ねねのキッチン（キッチンカー）代表の天池三郎氏（元ホテル黒部総料理長）。2時間の実習中に特殊なナイフなどの道具の使い方も学び、地元の食材をたっぷり使って料理をしました。参加した10人は、できたてのマカロニグラタンを堪能しました。

11月1日に代表者会議

本年度第2回消費者運動代表者会議を11月1日（金）午後1時から道立消費生活センターで開催します。テーマは決まり次第、お知らせします。問い合わせは総務・組織連携グループ☎011-221-4217へ。

消費者トラブル110番

10月19日実施、来所相談も

当協会が指定管理を行う道立消費生活センターと札幌弁護士会は10月19日（土）午前10時～午後3時に特別相談「消費者トラブル110番」を実施します。電話相談のほか、来所による相談にも対応します（事前予約が必要）。

相談内容は、消費生活に関するトラブルで、消費者からの相談であれば、分野は問いません。来所予約は相談支援グループ☎011-221-0110へ。

10月19日の特設電話番号

011-272-2203

「食料安全保障」「健康食品」

テーマにくらしのセミナー

道立消費生活センターは、くらしのセミナーを11月と12月に開催します。

第6回は「我が国の食料安全保障をめぐる情勢について」をテーマに、11月6日（水）午後1時から3時まで実施します。講師は北海道農政事務所調整官の高橋直樹氏です。申込期間は10月10日（木）～11月1日（金）です。

第7回は「サプリメントって何？健康食品とは～栄養機能食品と機能性表示食品の違い～」を12月4日（水）午後1時から3時まで実施します。講師は北海道消費生活コンサル

タントクラブに所属し、フードマイスター資格をもつ竹田加代氏です。申込期間は11月7日（木）～11月29日（金）です。

受講無料。定員は同センターでの会場参加60人、オンライン100人。詳しくは同センター教育啓発グループ☎011-221-0110へ。

消費生活相談員を募集

当協会は、道立消費生活センターで勤務する消費生活相談員（非常勤）を募集しています。

職務は、消費者からの苦情・相談に対する助言・斡旋と、関連する啓発普及業務など。資格は①消費生活相談員（国家資格）②消費生活専門相談員（国民生活センター）③消費生活アドバイザー（日本産業協会）④消費生活コンサルタント（日本消費者協会）のいずれかが必要です。

詳細は総務・組織連携グループ☎011-221-4217へ。

新入職員紹介



8月1日付で総務調整部長を拝命いたしました佐藤俊仁（さとう・としひと）と申します。

複雑・多様化する消費者問題に対応し、より良い北海道の消費生活の実現に向け努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



8月1日付で教育啓発グループに配属となりました吉本恵（よしもと・めぐみ）と申します。前職は非常勤の事務職でした。消費者教育及び正しい消費生活についての啓

発活動を通じ、自分自身もいろいろ学んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



一般的に衣類に付着した食品によるしみ汚れは、時間がたつほど取れにくくなると言われています。そこで、付着時間の異なる汚れを実験用に作成し、取れにくさにどの程度の違いが現れるのかをテストしました。

テスト方法

5 × 5 cm にカットした綿白布にしょうゆ、コーヒー、ぶどうジュース、ラー油、カレーを均一に付着させ汚染布を作成しました。食品の付着時間を 1 日（24 時間）、1 ヶ月（30 日）、6 ヶ月（180 日）、1 年（365 日）としたものを洗濯し、洗濯前後で白度がどの程度上がったか洗浄率（%）を調べました。洗濯方法は液体合成洗剤（花王アタック）を標準使用量分入れた 1 リットルの水に汚染布を入れて 20 分間かくはん。その後、2 回すすぎ、自然乾燥しました（写真 1、2）。

テスト結果



写真 1



写真 2

しょうゆ、コーヒー、ぶどうジュース、カレーはいずれも付着時間が長くなるほど洗浄率が低下し、除去しにくくなることがわかりました。特にコーヒー、カレーは 6 ヶ月、しょうゆは 1 年で 3 ～ 4 割洗浄率が低くなったことから汚れの付着時間が 6 ヶ月を超えると著しく除去しづらくなることがわかりました

（グラフ）。

食品汚れに含まれる色素やたんぱく質が時間の経過とともに酸化、変質することが原因と考えられます。また、ラー油は 1 年経過しても洗浄率の変化が認められませんでした。

○しょうゆ（写真 3）

付着時間 1 日は 98.3%、1 ヶ月は 95.0%、6 ヶ月は 93.8%、1 年は 72.3% でした。汚れの付着時間が 1 日と比較して 1 年になると約 3 割洗浄率が下がりました。しょうゆの中のアミノ酸と糖は、メラノイジンという茶褐色の物質をつくります。水溶性の汚れで、付着後すぐであれば落ちやすいですが、このメラノイジンは、酸化により色が濃くなるという性質があることから落ちにくくなったと思われます。

○コーヒー（写真 4）

付着時間 1 日は 75.3%、1 ヶ月は 73.9%、6 ヶ月は 47.5%、1 年は 50.0% でした。1 日と比較して 6 ヶ月で約 4 割洗浄率が下がりました。コーヒーはタンニン系の色素汚れです。時間がたつと、繊維の中まで色素が入り込み、落ちにくくなったと思われます。

○ぶどうジュース

付着時間 1 日は 85.3%、1 ヶ月は 80.5%、6 ヶ月は 74.1%、1 年は 71.2% でした。時間の経過に伴いゆるやかに洗浄率は下がっていき

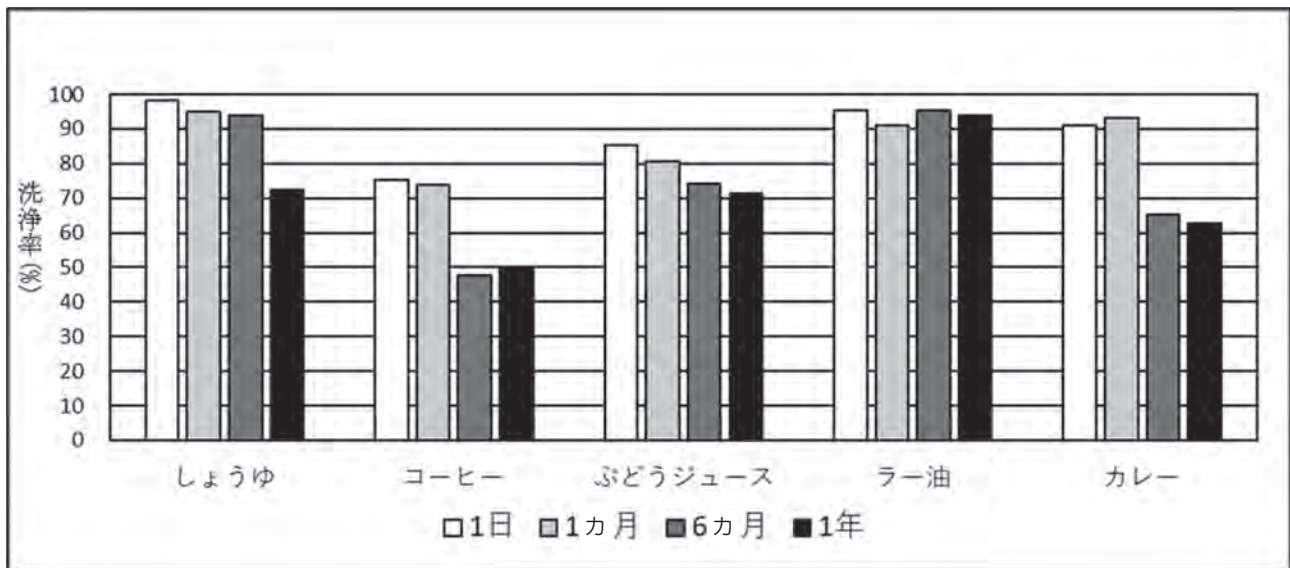
ました。ぶどうの皮に含まれているアントシアニンという色素は時間がたつと酸化し落ちにくくなったと思われます。

○ラー油

付着時間 1 日は 95.3%、1 ヶ月は 91.2%、6 ヶ月は 95.4%、1 年は 93.9% でした。

いずれも 90% 以上の洗浄率であり 1 年たっても洗浄率の変化が認められませんでした。

グラフ 洗浄率（％）



○カレー

付着時間 1 日は 90.9%、1 ヶ月は 93.1%、6 ヶ月は 65.4%、1 年は 62.7% でした。

1 日と比較して 6 ヶ月で洗浄率が約 3 割下がりました。カレーの色素はウコンで、その成分はクルクミンです。時間がたつと色素が定着してしまったものと考えられます。

消費者へのアドバイス

- ・今回のテスト結果から、食品汚れは付着時間が長くなるほど洗浄率が低下し、除去しにくくなることがわかりました。長時間放置されている間に酸化や変質し除去しにくくなったと考えられます。汚れの付着に気づいた際はできるだけ早く除去するようにしましょう。

シーズンオフの衣類は数ヵ月放置することになるため、汚れをしっかりと落としてか

ら収納するようにしましょう。

- ・長時間放置された汚れは、洗剤だけでは除去しづらくなります。綿やポリエステルなどの白物には漂白効果の高い塩素系漂白処理が可能です。色柄物には使えません。色柄物には粉末の酸素系漂白剤を 40 度程度の水温でしばらく浸け置きをするなど漂白効果を高める工夫をしてみましょう。

表 洗浄率（％）

汚れの種類	1日	1ヶ月	6ヶ月	1年
しょうゆ	98.3	95.0	93.8	72.3
コーヒー	75.3	73.9	47.5	50.0
ぶどうジュース	85.3	80.5	74.1	71.2
ラー油	95.3	91.2	95.4	93.9
カレー	90.9	93.1	65.4	62.7

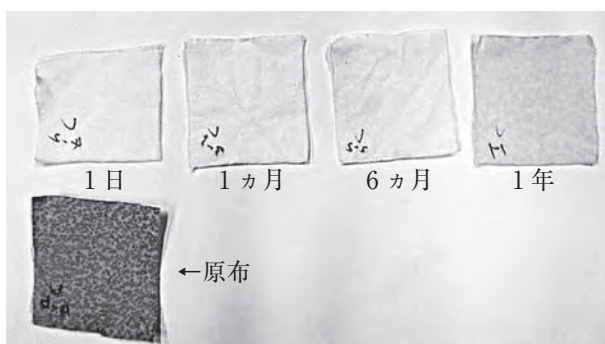


写真3 しょうゆ

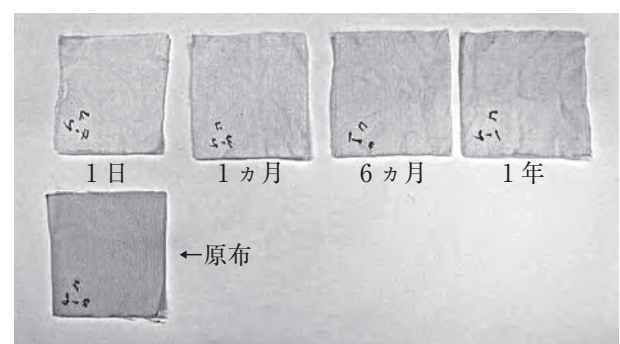


写真4 コーヒー

通販で注文した商品が欠品！？ 〇〇ペイで返金されると言われたが…

問 1週間前にネット通販で洋服を注文し、指定された個人名義の口座に8,000円を振り込んだ。商品発送の連絡がないためメールで問い合わせたら、「在庫不足のため、〇〇ペイを使って返金する」と連絡があった。スマホの画面共有を執拗に求められて不審に思うが、どうしたら良いか。

（20代 女性）

答 販売事業者の正確な住所や電話番号が不明で、個人名義の口座に代金を振り込ませるような偽通販サイトの相談が依然として多く寄せられています。最近では事例のように、「〇〇ペイ」などのコード決済アプリを利用しての返金を



消費生活相談

事業者から持ちかけられたとの相談も増えています。

こうした手口では、まずSNSに登録をさせた上で、返金手続きのためと説明され、事業者から送られてきた二次元コードの読み取りやURLへのアクセスを求められることがあります。よくわからないまま、相手の指示に従って操作を続け、逆に送金させられてしまう被害が発生しています。

相談者には返金を装った詐欺的な手口の可能性が高いため事業者には連絡しないこと、返金を求めるのは困難かもしれませんが、振込票の控えや、やり取りのメールを用意して、最寄りの警察署に相談してみてもどうかと伝えました。

購入した犬が10日後に病気で死亡 高額な治療費を負担してほしい

問 2週間前にペットショップで生後8週間の子犬を購入した。翌日から体調を崩したため動物病院に入院させたが、10日後に死亡してしまった。ショップから代替の犬の提供を提案されたが断り、代金を返金してもらった。医療費が40万円以上かかったが、ペット保険では治療費が足りないため、ショップにも負担してほしい。（20代 女性）

答 「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」では、販売業者は購入者に動物を直接見せて病歴やワクチンの接種状況、適切な飼育方法などについて文書等を用いて対面で説明することが義務付けられています。また、原則、生後8週間以内の犬猫を販売することも禁止されています。

2022年6月から、犬猫の飼い主に対してマイクロチップの装着と情報の登録が義務付けられています。

相談者には、引き渡し前に病気に罹患していたり、先天性の疾患があったりした場合、契約の内容に適合していない（契約不適合）



と考えられ、治療費の負担や解約、返金を求めることが可能と考えられることを説明しました。

この事例では、既に返金されているため、治療費まで負担してもらえるかについては販売店との話し合いになること、法律相談で損害賠償請求ができるか確認する方法があることを助言しました。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

北海道立消費生活センター
相談専用電話

一人で悩むより…

☎ 050-7505-0999